

埼玉県報

第 538 号 令和 6 年(2024 年) 8 月 6 日 火曜日

目 次

告示

- O 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の規定に基づく土砂搬入禁止区域の指 定(秩父環境管理事務所)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 保安林の指定の解除(森づくり課)
- 富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 草加都市計画下水道事業古新田幹線の事業計画の変更認可(下水道事業課)
- 埼玉県立春日部高等学校ほか 32 校で使用する電気に関する落札者等の公示(教委・財 務課)
- 埼玉県立川越高等学校ほか 35 校で使用する電気に関する落札者等の公示(教委・財務課)
- 埼玉県立浦和高等学校ほか 34 校で使用する電気に関する落札者等の公示(教委・財務課)
- 埼玉県立熊谷高等学校ほか 31 校で使用する電気に関する落札者等の公示(教委・財務課)
- 埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか 35 校で使用する電気に関する落札者等の公示 (教委・財務課)
- 埼玉県立総合教育センターほか 12 施設で使用する電気に関する落札者等の公示(教 委・財務課)
- I C運転免許証追記端末装置等の賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)
- 警察署サーバ等機器の賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)
- 職員情報総合管理システム用サーバ等機器の賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)
- 非常時映像伝送システムの賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)

示

埼玉県告示第九百六号

号)第二十八条第一 埼玉県土砂 和六年 八 \mathcal{O} 排出、 六 たい 項 0 規定に 積等 \mathcal{O} 規 ょ り 制 12 関 土 砂 す 搬 る条 入 禁 例 止 伞 区 成 域 十四四 を 次 年 \mathcal{O} とお 埼玉県条例 り 指定 第六十 した。

埼 玉 知 事 大 野 元 裕

土 砂 \mathcal{O} 搬 入 を 止 す る 期 間

月

日

和 六 年 月 +日日 カュ 5 令和七 年二 月 +日 ま 7

 \mathcal{O} 搬 入を禁 止 す る 土 地 \mathcal{O} 区 域

九番 + +八百三十 百 七 八百四十四 百三番 九番 八番 百二十 百 埼玉 + 八百 八 県 地 +先 番 地 八 四十 六 六 秩 \mathcal{O} 八 百三十 先か 番一 番、 番 番、 父市 土 か ら同字 地 地 七番二、 地 先 八 八 田村 先 5 百四 九 百二 カュ 同 八 番 字 カン 百 字 5 同字上 上ノ 八百四 十五 三十 上ノ ら 台八 七 同 八百三十 台 字上 番、 - 六番二、 番、 台七 百 ノ 八 + 八 八百 百 四十七番一 台 百 ノ 台 八番 百二十 八百四十 八 兀 + 兀 九 八 +八 番二、 百三十 十六番 九 八 八 百 番 百 八 兀 番 番二、 四十 地先までの 八番地先ま +地先までの -六番三、 ` 八百三十 八番地先 七 九番及び 八 百 八百 百 八 三 十 で及 九番三、 道 兀 ま 水路敷並 九 で及び 路 八百五十番、 十六番二、 百三十六番十七、 九番、 番 敷並 び 同 字上 同 び び 八百三十九 八 七 に 字 に同字諏 百三十 百 八百四十 ノ 同 上 八十 台七 字上 同字 ノ 台 四番 訪平千 一ノ台 番四、 百 上 八 番 百三 七 百 ノ +七 台 番

埼 玉 県告示第九百七号

定 12 大規模小売店舗立地法 おり よる意見の 縦 覧に 供する。 概要につ 11 (平成 T + 同 年 条第三項 -法律第 \mathcal{O} 九 規 +定 号) に ょ 第 ŋ 公 八 条第一 告 L 項及 及 び 当 び 第二 該 意見 項 を \mathcal{O} 規 次

令和 六 年 八 月 六 日

0

埼 玉 知 大 野 元 裕

意 見 \mathcal{O} 概 要

イ 大規 模小 売店 舗 \mathcal{O} 名 称 及 び 所 在 地

仮 称) そ 5 入 曽

埼玉 県 市 大字 南 入 曽 字 堂 1 前 原 Tī. 百 兀 +

- 口 大規 模小 売店 舗 <u>\f</u> 地 法 第 八 条第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 市 町 村 \mathcal{O} 意見 \mathcal{O} 要
- (1)望 間 L 令 野 た事項では 和六 中 学 年四月二十四 校 \mathcal{O} 学 あ · 区 域 ŋ ます で 日 が (仮称) あ り、 当該 工事中 そよら 工 IJ や店舗開 ア 入 曽 は狭 山 交通 店 市 後 <u>\frac{1}{1}</u> 協 一入間野 は 議 交通量 会に 小学校、 出 一の増 席 加 た が 際 狭 予 Ш に 想 市 ŧ 立 3
- さ れること れ ます ようご カュ , b, 配 登 慮 下 校時 い た だくとともに、 に 周 辺道路を利用する 交通誘 導 児 童 員 0) • 配置 生徒 数、 \mathcal{O} 交通安全を 配置場 所 確

保

配

置 埼 時 玉県生活環境保全条例 間 などをご 教示 V ただきますよう 第四十 _ 条(駐車場 お 願 VI 1 た します。 \sim \mathcal{O} 知) に 基づ

 \mathcal{O}

利用者

周

き、

- 知 を 义 台 0 以 7 上 \mathcal{O} だ 駐 さ 車 · 場 に V 関 L て は 利用者に対してア イド IJ ン グ ス 1 ツ プ \mathcal{O} 周
- (3)準、 遵守 な m 以 同 0 上 条例 並 7 び V るた 第五 周 であ に同 辺 十条第 住民 るた 条例 8 同条例 から \emptyset 第六十六条 \mathcal{O} 同 項 苦情 条例 施行 第 兀 施行 号に 第 規 に は 則第三十 ___ 項に 誠 規則 該当 実 第四十 該 する に 当する 対 一条第 駐車 応 願 七条第一項に 場 1 小 ます 項第十 売店営業 $\widehat{\underline{}}$ _ 台 号 定 以 (店 に \emptyset 上 定 る 舗 \mathcal{O} 規 面 8 駐 制 積 る 車 規 場 基 が 準 五. 制 基 を 百 لح
- (4) \otimes 辺 気 住 \Box 民 及 び カコ 6 冷 苦情 凍 が 冷 発生 蔵 空 L た場合 調 用 室 外 に 機 は 誠実な \mathcal{O} 騒音 対応 が 問 を願 題 とな 1 ます。 ること が あ る た
- (5)情が 発 気 生 П 等 した場合 カコ 5 発生する悪臭が に は誠実な対応を願 問 題と なることが 11 ます。 あ るた め、 周 辺 住 民 カュ 5 苦
- 夜 間 照 明 に 起 因 す る 光害 が 発 生 L な 11 ょ う、 近 隣 \sim \mathcal{O} 配 慮 を 願 V ま す

六 年 八 月 六 日 カゝ 6 令 和 六 年 九 月 六 日 ま で

三 所

埼玉県告示第九百八号

定に 大規模小売店舗立地法 おり縦覧に よる意見の 供する。 概要につ 11 (平 成 て、 同 十年法律第 条第三項 \mathcal{O} 九 +規定によ 号) 第 ŋ 公 八条第一 告 Ļ 項及 及 び 当 び 第二 該意見 項 を 0 規 次

令和 六 年 八 月 六 日

 \mathcal{O}

埼 玉 知 大 野 元

裕

意見 \mathcal{O} 概

イ 大規模小 売店舗 の名称及び 所在 地

仮 称) 新 座駅前

埼玉 県新 座市 野 火 止 五. 丁 目 千二十五 番 地

- 口 大規模小 売店舗 1 地法 第 条第 項 \mathcal{O} 規定に よる市 町 村 \mathcal{O} 意見 \mathcal{O} 概要
- (1)生じ 徒が 底を図るととも 工 事中 な 安全に通行 いよう万全を期 にお 11 に、 できるた は、 登下校 周 してくださ 8 辺道路に 時 0) 交通誘導員 に お 路上 \ \ \ け る 関係車 駐車 を配置 等 一両等 \mathcal{O} することとし、 な \mathcal{O} V よう 進 入 を自 Í 事 粛 関係 交通事 者に 及 び 児童 故 周 等 知 生 徹
- 置や 両、 て くださ 利用者に注意喚起等を実施 該 店 動車駐車場及び自 舗営業開始後も 転車等駐車場 児童及び生徒 L て、 の出 が安全に 交通事故等が生じな 入口 等に、 . 通 行できるよ 適切 な交通誘導員 11 <u>ځ</u> よう万全を 荷さば \mathcal{O} き 車 配
- (3)駐車場施設 及び 自 転 車 置場 12 0 V 7

転車置場が 車場施設が 市 \mathcal{O} 基準 必要です。 では 必 要です。 商業施設 また、 は 店 店 舗 舗 面 面 積十平方 積三十平方 メ メ \vdash ル たごとに ル ごとに _ 台以 台 上 以 \mathcal{O} 上 自 \mathcal{O}

算出 に て 計 根 画 [台数は、 め 出根 拠 \mathcal{O} 提示 協 拠が提示され 議 や当課 済 算出 とし て との協 た必要台数を満 取 7 おり、 り扱うこととします。 議を求めるところで 満車時や違法駐輪 たし てい な は 11 防 あ ことか 止 りますが、 の対応策も示され ら本来であ 計画 概 れ 要書

- (4)工事 期間 中の 交通安全対策等に 0 V
- 車場を る 通学時 ととも 間帯 保 12 \mathcal{O} 車 周辺道 工事車 · 両 誘 導員 一両の 路 に路 を配 出 上 入り 置 駐 車等 は 交通安全に 自 \mathcal{O} 粛 な い 工事 よう工事関係者に 万 全 中に を 期し お 11 てくださ τ \perp 事関係 周 知徹
- (5)業後に 交通 お 11 て 安全対策等に は交通 事故 0 交通 11 7 渋 滞等が生じな 11 よう必要に応じて交通

•

誘 導 す を設 る こと 置 0) するなど、 な V よう 交通安全に 利 用者及 び 万全を期するとともに、 従 に 業員に 周 知 徹底 をお 願 周 1 辺 しま に 路 す。

- (6)警察 と協 議 を行 V 必 要な安全対策を行っ てください
- (7)設 さ 作 工 業を 事 \mathcal{O} 実 施 施 工 す に る場合 関 して、 は、 騒 音規 実施 制法及び振動規 七 日前までに当 制 該 作 法 : 業 の に規定さ 実施を ħ 届 7 け 11 出 る 特 7 定 建

ま た、 法令等で 禁 止 す る 作 業 日 時 を 踏 まえ 7 実施 L T だ さ

処 \mathcal{O} 保全 理に当たる な お 一に努め 特 定建設作 ように るととも ·業 に L て に 該当し < 近隣住民 ださ V な か 11 工 5 事 \mathcal{O} 苦情等 \mathcal{O} 施 工に に際 0 11 L て て は、 ŧ 周辺 迅速な対応 \mathcal{O} 生 活 及 環 境 てバ

- (8)を 工 け 事 \mathcal{O} ることが 施 工 中 な そ 1 よう十 \mathcal{O} 事 業 X · 分配 域 慮 から 発 て 生する ださ 騒 い 音 及 \mathcal{U} 振 動 で 近 隣 住 民 \sim 迷 惑
- な ア 1 また、 対 応及び ド リン 埼玉県生活 グ 処 理に当た ・ストッ 環境保全条例に基づき、 るように プを励行 Ļ てく 近隣住民 、ださい から 工事 \mathcal{O} 車 苦 両 情等 \mathcal{O} 駐 に 車 際 中 L 及 て び は 車 迅 中 速
- (9)|該施設 騒 音 規 \mathcal{O} 制 設 法 置 及び 工 事 振 \mathcal{O} 動 開 規 始 制 日 法に の三十月 規定され 前までに てい る 届 特定施設を設置する け出 てください 場合 は

動施設 工 事又は当 た、 を設置 該 玉 県生活 作 する場合又は指定騒音作業を実施 業 \mathcal{O} 環 開 境保 始 日 全条例 の 三 十 -日 前 に 規定されて までに届 11 け する場合は、 る指定騒音施設及 出 て くださ 当該施 設 び 0 指 定 設 振

- (10)める 新 11 <u>二</u> 十 座 規 市 台以 則 12 基 る 上 づ 埼 駐 車 < 玉 県 規 が できる自己 制 生 活 基 準 環境保全 を 遵守 動 車 条例 駐 Ļ 車 による ・場(トラ 周 辺 \mathcal{O} 生活 騒音 ツ ク · 環境 又 タ は \mathcal{O} 振 ミナル)に 保 動 全に \mathcal{O} 規 努 制 8 基準 0 7 い くだださ 等 7 を定 は
- (11)不 要 サ な光 チ 0 ラ 氾 1 濫 \vdash を 等 起 \mathcal{O} こさ 照 明 な 目 い 的 よう 以 外 配 に 慮 漏 n 7 出 ください す光や必 要が な V 光を 少 な

て < た、 だ さ 近 V 隣 住 民 か 5 \mathcal{O} 苦情 等 が あ 0 た場合には、 誠 実 対 応す る よう

一縦覧期間

六年 八 月 六 日 か ら 令 和 六 年 九 月 六 日 ま で

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センタン

埼玉県告示第九百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、

次 のように保安林の指定を解除する。

令和六年八月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

解除に係る保安林の所在場所

四番七、二一四番八、二一四番一八埼玉県所沢市大字新郷二一四番三、二一四番四、 二一四番五、二一四番六、二

保安林として指定された目的

解除の 理由

耕地の防風

 \equiv

指定理由の消滅

埼玉県告示第九百十号

において縦覧に供する。 同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課 ので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用するふじみ野市から富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けた

令和六年八月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県告示第九百十一号

事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。 十四年埼玉県告示第二百二十二号で告示した草加都市計画下 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成二 水道事業の事業計画の

令和六年八月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一施行者の名称

八潮市

二 都市計画事業の種類及び名称

草加都市計画下水道事業古新田幹線

三 事業施行期

平成二十四年三月二日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

使用の部分

口

変更なし

埼玉県告示第九百十二号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和六年八月六日

埼玉県立春日部高等学校ほか32校で使用する電気 契約電力8,178キロワット 予定使用電力量11,859,800キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日令和6年5月31日

4 落札者の氏名及び住所

バンプーパワートレーディング合同会社 東京都千代田区霞が関3丁目2番5 号霞が関ビルディング33階

5 落札金額 346, 295, 029円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年4月12日

埼玉県告示第九百十三号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和六年八月六日

埼玉県立川越高等学校ほか35校で使用する電気 契約電力6,499キロワット 予定使用電力量12,108,100キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日令和6年5月31日

4 落札者の氏名及び住所 バンプーパワートレーディング合同会社 東京都千代田区霞が関3丁目2番5

号霞が関ビルディング33階

5 落札金額 330,245,096円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年4月12日

埼玉県告示第九百十四号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和六年八月六日

埼玉県立浦和高等学校ほか34校で使用する電気 契約電力8,259キロワット 予定使用電力量12,517,900キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日令和6年5月31日

4 落札者の氏名及び住所 バンプーパワートレーディング合同会社 東京都千代田区霞が関3丁目2番5 号霞が関ビルディング33階

5 落札金額 360,743,056円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日令和6年4月12日

埼玉県告示第九百十五号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和六年八月六日

埼玉県立熊谷高等学校ほか31校で使用する電気 契約電力6,666キロワット 予 定使用電力量10,830,500キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日 令和6年5月31日

4 落札者の氏名及び住所 バンプーパワートレーディング合同会社 東京都千代田区霞が関3丁目2番5 号霞が関ビルディング33階

5 落札金額 306,413,428円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日令和6年4月12日

埼玉県告示第九百十六号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和六年八月六日

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか35校で使用する電気 契約電力8,513キロワット 予定使用電力量10,319,400キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日令和6年5月31日

4 落札者の氏名及び住所 株式会社V-Power 東京都港区港南2丁目10番9号

5 落札金額 319,666,279円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日 令和6年4月12日

埼玉県告示第九百十七号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和六年八月六日

埼玉県立総合教育センターほか12施設で使用する電気 契約電力1,611キロワット 予定使用電力量4,665,300キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日令和6年5月31日

4 落札者の氏名及び住所

バンプーパワートレーディング合同会社 東京都千代田区霞が関3丁目2番5 号霞が関ビルディング33階

5 落札金額

116, 335, 783円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年4月12日

埼玉県告示第九百十八号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和六年八月六日

- 1 購入等件名及び数量
 - I C運転免許証追記端末装置等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁 目15番1号
- 3 落札者を決定した日令和6年6月12日
- 4 落札者の氏名及び住所株式会社JECC 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額 185,574,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日令和6年4月30日

埼玉県告示第九百十九号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和六年八月六日

- 1 購入等件名及び数量警察署サーバ等機器の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁 目15番1号
- 3 落札者を決定した日令和6年6月12日
- 4 落札者の氏名及び住所株式会社JECC 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額 152,545,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日令和6年4月30日

埼玉県告示第九百二十号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和六年八月六日

- 1 購入等件名及び数量職員情報総合管理システム用サーバ等機器の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁 目15番1号
- 3 落札者を決定した日令和6年6月12日
- 4 落札者の氏名及び住所株式会社JECC 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額 372,019,560円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和6年4月30日

埼玉県告示第九百二十一号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和六年八月六日

- 1 購入等件名及び数量非常時映像伝送システムの賃貸借 2セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁 目15番1号
- 3 落札者を決定した日令和6年6月12日
- 4 落札者の氏名及び住所株式会社JECC 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額 43,558,020円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日令和6年4月30日